

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に関する審査基準
(平成 17 年 4 月 1 日 通知(GA)第 4-01002 号)

- 第 1 趣旨
- 第 2 個人情報に関する判断基準
- 第 3 保有個人情報に関する判断基準
- 第 4 開示請求者の確認に関する判断基準
- 第 5 不開示に関する判断基準
- 第 6 部分開示に関する判断基準
- 第 7 個人の権利利益を理由にした裁量的開示に関する判断基準
- 第 8 存否に関する判断基準
- 第 9 保有個人情報の訂正に関する判断基準
- 第 10 保有個人情報の訂正義務
- 第 11 保有個人情報の利用停止に関する判断基準
- 第 12 保有個人情報の利用停止義務
- 第 13 見直し等

第 1 趣旨

- (1) この審査基準は、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「個人情報保護法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報保護法の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 549 号。以下「政令」という。）及び保有個人情報の開示等の手続きに関する実施細則（平成 17 年細則（総）第 12 号）第 9 条第 5 項、第 16 条第 5 項及び第 19 条の定めにより、保有個人情報を開示、訂正及び利用訂正に関する審査基準を下記のとおり定める。
- (2) この審査基準における用語の定義は、個人情報保護法に定める用語の定義と同様のものとする。

第 2 個人情報に関する判断基準

<p>個人情報保護法 (定義) 第二条 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。 5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>
--

個人情報保護法第 2 条第 2 項に基づく開示請求の対象が個人情報に該当するか否かの判断は、以下により行う。

- (1) 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味し、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。
- (2) 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等を言う。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。
- (3) 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

(4)「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる場合は個人情報保護法の対象とすることをいう。

照合の対象となる「他の情報」には、その情報の保有者が他の機関である場合も含め、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報も含まれる。特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし当該個人を識別するために実施可能と考えられる照合手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で（その照合手段の実現性の高さを）考慮することが適当である。

第3 保有個人情報に関する判断基準

個人情報保護法

(定義)

第二条

3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第三号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。

個人情報保護法第2条第3項に基づく開示請求の対象が保有個人情報に該当するか否かの判断は、以下により行う。

(1) 個人情報保護法では、本人からの開示、訂正、利用停止の請求の対象を「保有個人情報」としている。保有個人情報の定義は、「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報」であって「機構の役員又は職員が組織的に利用するものとして、機構が保有しているもの」及び「法人文書に記録されているもの」とされている。

基本的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)における法人文書の定義と整合性が取れるようになっている。そのため併せて「法人文書の開示及び不開示に関する審査基準について(平成15年10月1日 通知(GA)第10-01003号)」も参照のこと。

個人情報保護法第2条第3項の解釈は以下のとおりである。

(2) 「独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した」とは、機構の役員又は職員（以下「役職員」という。なお職員には、常勤職、臨時雇用者、ナショナルスタッフが含まれる。）が当該役職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、作成し、又は取得したことをいい、作成したこと又は取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること、決裁、閲覧等の手続き的な要件を満たすことを必要とするものではない。

個人情報保護法施行前に作成又は取得された文書も当然これに含まれる。

また、情報公開法第2条第2項において、法人文書の定義の一つとして「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とされており機構において現に事務又は事業において用いられている記録の形式を網羅するものである。

「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録に限られず、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

(3)「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、機構において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって専ら自己の職務の遂行の便宜のみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお担当職員の原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものに該当しない。

作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に機構の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用状況（業務上必要として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うことになる。

また、どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、機構における文書の利用又は保存の実態により判断されることになるが、たとえば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、稟議に付された辞典、②会議に提出又は他の役職員への回覧に付された時点、③申請書等が機構の事務所に到達した時、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が挙げられる。

(4)「当該独立行政法人等が保有している」とは、情報公開法における法人文書の保有と概念と同様であり、当該個人情報について事実上支配（当該個人情報が記録されている法人文書の作成、保存、閲覧・提供・移管・廃棄等の取扱いについて判断する権限を有していること。）していれば、「所持」に該当し、保有しているといえることができる。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管を委託している場合は含まれるが、民間業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

なお、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

(5) 個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、個人情報保護法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提としている。そのうえで情報公開法との整合性を確保する観点から「法人文書に記録されているものに限る」としている。したがって、職員が単に記憶しているに過ぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また情報公開法は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を法人文書の定義から除いているが、これらに記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しない。なお、不特定多数の者に販売することを目的として発行される文書は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

(6) 当該本人の開示請求の件数は、保有個人情報のまとまり毎に数えることを原則とする。一まとまりの保有個人情報に対して開示請求が行われた場合に、当該保有個人情報が一まとまりか否かの判断は、記録されている情報の相互の関連性、機構における当該保有個人情報の利用の仕方等を総合的に勘案して行う必要がある。実施は、一の法人文書に当該本人の保有個人情報が複数記録されている場合も多いが、このような場合は、当該複数の保有個人情報を一つの開示請求で行っても差し支えない。具体的には、一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書に記録されている保有個人情報又は相互に密接な関係を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報を開示請求する場合は、一の開示請求として扱う。なお、複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一件のものとして扱う場合でも、開示決定等を分割して行うことは認められている。

第4 開示請求者の確認に関する判断基準

<p>個人情報保護法 (開示請求権) 第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>
<p>(開示請求の手続) 第十三条 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>政令 (開示請求における本人確認手続等) 第六条 開示請求をする者は、独立行政法人等に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。 一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため独立行政法人等が適当と認める書類</p>

個人情報保護法第12条及び第13条並びに政令第6条に基づく開示請求をする者が、開示請求に係る保有個人情報の本人であるか否かの判断は、以下により行う。

(1) 開示請求者は、自己を本人とする保有個人情報の内容のみ開示請求ができるため、開示請求書を受理する前に以下ア～カのいずれかの書類の提示又は提出を受け、請求対象となる保有個人情報の本人であることを確認する。

ア 運転免許証

イ 健康保険の被保険者証

ウ 外国人登録証明書

エ 住民基本台帳カード

但し本人の住所が記載されていないタイプの住民基本台帳カードは除く。

オ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(ア)「他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類」は、開示請求者の住所又は居所が記載されている必要がある。以下、該当する書類例を示す。

- ・有効な日本国旅券
- ・小型船舶操縦免許証
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・宅地建物取引主任者証
- ・国民健康保険又は船員保険の被保険者証
- ・共済組合員証
- ・恩給証書

(イ) 複数の者の氏名が記載されている健康保険の被保険者証は、証書に記載された他の者によるなりすまし請求が行われることもあり得るため、場合に応じて、別の本人確認書類の提示を追加で求めなければならない。

カ 上記ア～オの書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため機構が適当と認める書類

(ア)「機構が適当と認める書類」について、該当する書類例を示す。これらの書類については、住所の記載がないものの、本人を確認するための書類となり得る。

- ・船員手帳
- ・海技免状
- ・無線従事者免許証
- ・外国政府が発行する有効な外国旅券
- ・地方公共団体が交付する電気工事士免状
- ・療育手帳
- ・敬老手帳

(2) 開示請求書を送付にて受理する場合は、前項の規定にかかわらず、以下ア及びイの書類により本人確認を行わなければならない。

ア (1) ア～カの内、いずれかの書類の写し。

イ 開示請求をする前30日以内に作成されたその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し。

政令

(開示請求における本人確認手続等)

第六条

2 開示請求書を独立行政法人等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を独立行政法人等に提出すれば足りる。

(3) 本人に代わって未成年者又は成年被後見人の法定代理人が、開示請求を行う場合は、以下ア又はイに示す書類の提示又は提出を受けなければならない。いわゆる任意代理人による開示請求については認めない。

ア 本人が未成年者の場合は、開示請求をする前30日以内に作成された法定代理人の戸籍謄本

イ 本人が成年被後見人の場合は、開示請求をする前30日以内に作成された本人の法定代理人である資格を証明する書類

(資格を証明する書類例：①家庭裁判所の証明書(家事審判規則第12条第2項)

②登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条)

個人情報保護法

(開示請求権)

第十二条

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

政令

(開示請求における本人確認手続等)

第六条

3 法第十二条第二項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を独立行政法人等に提示し、又は提出しなければならない。

(4) 開示請求をした法定代理人が、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失した場合は、書面でその旨を届けるように事前に法定代理人に教示する。開示請求時に法定代理人であった者より、書面にて資格を喪失した旨の届出があった時に、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

右資格喪失の通知を受けたときは、移送を受けた他の行政機関の長、独立行政法人等にも合わせて機構から通知する。

政令

(開示請求における本人確認手続等)

第六条

4 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした独立行政法人等（法第二十一条第一項の規定による通知があった場合にあつては移送を受けた独立行政法人等、法第二十二条第一項の規定による通知があった場合にあつては移送を受けた行政機関の長）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

第5 不開示に関する判断基準

個人情報保護法

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

個人情報保護法第14条に基づく開示請求に係る保有個人情報が記録されている情報が、不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下により行う。

(1) 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、機構が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、個人情報保護法では、不開示情報以外は開示しなければならないとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があるため、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

(2) 不開示情報の類型

個人情報保護法第14条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、同条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

(3) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

個人情報保護法

(保有個人情報の開示義務)

第十四条

一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とする。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に独立行政法人等を開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報

個人情報保護法

(保有個人情報の開示義務)

第十四条

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

個人情報保護法第14条第2号に基づく開示請求者以外の個人に関する情報の開示の判断は、以下により行う。

ア 「開示請求者以外の個人に関する情報」

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。

なお、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。「個人」には、外国に居住している者も含まれ、国籍を問うものではない。また、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

ただし、公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員をいう。以下同じ。）の「個人に関する情報」については不開示とすべきでないものを個人情報保護法第14条第2号ハにおいて規定しているので注意すること。

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。

ウ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

第2（2）及び（3）を参照のこと。

エ 他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

第2（4）を参照のこと。

オ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

機構の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが該当する。

カ 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

キ 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、情報公開法第5条第1号イの「慣行として公にされている情報」は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

ク 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては未だ調査結果の分析中であったため、通知されていなかった場合が想定される。

ケ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示することにより開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

コ 「公務員等の職及び職務の遂行に関する情報」

(ア)「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報などがこれに含まれる。

(イ)「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務をどのように行っているか、すなわち職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内容については不開示にしないこととしている。

(5) 法人等に関する情報及び開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報

<p>個人情報保護法 (保有個人情報の開示義務) 第十四条 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの) ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
--

個人情報保護法第14条第3号に基づく法人等に関する情報の開示の判断は、以下により行う。

ア 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、不開示対象団体（法人等）から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、個人情報保護法第14条第5号において規定している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、上記（ア）で掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

ウ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

エ 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報
(ア)「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、具体的には、製造、販売等において他社に優る地位など、様々なものがある。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(イ)「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と機構との関係、競争事情等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

オ 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる」情報

(ア) 機構の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。

ただし、機構の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、機構が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

(イ)「開示しない」とは、個人情報保護法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(ウ)「条件」については、独立行政法人等の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から独立行政法人等の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(エ)「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは該当しない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。

開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、該当しない。

(6) 審議、検討又は協議に関する情報

個人情報保護法

(保有個人情報の開示義務)

第十四条

四 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

個人情報保護法第 14 条第 4 号に基づく審議、検討等に関する情報の開示の判断は、以下により行う。

ア 各機関の最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないように、当該審議、検討等の情報を開示することによって各機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしている。

イ 対象となる情報の範囲

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（国の機関等）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が本号の対象である。

具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は独立行政法人等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

ウ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益としている。

エ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

オ 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、エと同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

カ 「不当に」

上記ウからオまでにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

キ 意志決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本件に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本件に該当し得る。

(7) 事務又は事業に関する情報

個人情報保護法

(保有個人情報の開示義務)

第十四条

五 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

個人情報保護法第 14 条第 5 号に基づく事務又は事業に関する情報の開示の判断は、以下により行う。

ア 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得るので注意を要する。

イ 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。本規定は独立行政法人等の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

ウ 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

エ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力会議、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。

他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

オ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、又は我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

カ 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

キ 「公共の安全と秩序の維持」

(ア) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

(イ) 一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、個人情報保護法第 14 条第 5 号本文の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

ク 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」

(ア) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(イ)「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細であってこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、該当し得ると考えられる。

ケ 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。例えば、独立行政法人等の事務中、「交渉」に係る事務として想定している類型としては、補償交渉、土地売買交渉、組合団体交渉等が考えられる。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

コ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等（交渉結果や要求・陳情書も該当する場合がある。）を開示することにより、当事者として認められるべき地位（当事者の地位を含む。）を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

サ 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

シ 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

ス 「国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、個人情報保護法第14条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。例えば、生産技術上のノウハウ、販売及び営業に関する情報、信用上不利益を与える情報等が該当し、また、当該企業に係る監査、契約、争訟、調査研究、人事管理等の事務についても同号トの該当性を検討する必要がある。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

第6 部分開示に関する判断基準

<p>個人情報保護法 (部分開示)</p> <p>第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>
--

個人情報保護法第15条に基づく開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、部分開示に関する判断は、以下により行う。

- (1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。
- (2) 「容易に区分して除くことができるとき」とは、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区別が困難な場合だけでなく、区別は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。
「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区別することを意味する。
「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。
- (3) 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。
なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。
- (4) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、部分開示の実施に当たり、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

(5)「開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」

第1項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「ひとまとまり」の情報の集合物であり、単に他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができることは、その範囲の捉え方を異にする。このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

(6)「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（個人情報保護法第14条第2号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

(7)当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないもの限り、部分開示の規定を適用することとしている。

(8)「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、個人情報保護法第14条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、個人情報保護法第15条第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第15条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

第7 個人の権利利益を理由にした裁量的開示に関する判断基準

個人情報保護法

(裁量的開示)

第十六条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

個人情報保護法第16条に基づく開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認められる場合の開示の判断は、以下により行う。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、個人情報保護法第14条各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、理事長の承認を得て、開示することができることとする。

個人情報保護法第 14 条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、個人情報保護法第 14 条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

第 8 存否に関する判断基準

個人情報保護法

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

個人情報保護法 17 条に基づく開示請求に対して、請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合において、存否に関する判断については、以下により行う。

- (1) 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。
- (2) 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とは、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第 8 条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。
また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することとする。例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになるので注意を要する。

第 9 保有個人情報の訂正に関する判断基準

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

個人情報保護法第 27 条に基づく個人情報、その利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように適切な措置を行わなければならない。当該訂正に関する判断は以下により行う。

- (1) 訂正請求者の確認に関しては、第 4 を準用する。
- (2) 個人情報保護法第 27 条の趣旨は、正確でない個人情報に基づいた処分その他の行為等により、本人が不測の権利侵害を被ることを未然に防止するため、本人が、開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることにある。
- (3) 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」において、訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報すべてではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定されたものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。
- (4) 「内容が事実でないと思料するとき」とは、個人情報保護法第 6 条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。
- (5) 「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」とは、保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第 94 条第 1 項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。

(正確性の確保)

第六条 独立行政法人等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

- (6) 利用目的によっては、例えば ①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現実の事実両方を必要とする場合、があり得ることからそれぞれの利用目的に応じて必要な範囲で正確性を確保することとなる。

第 10 保有個人情報の訂正義務

(保有個人情報の訂正義務)

第二十九条 独立行政法人等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

個人情報保護法第 29 条に基づく利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行う場合の判断は、以下により行う。

- (1) 訂正請求権制度は、独立行政法人等の努力義務として定めている個人情報保護法第 6 条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は個人情報保護法第 6 条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

(2) 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なものでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がない。

(3) 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくこと。

第 11 保有個人情報の利用停止に関する判断基準

機構における個人情報の適正な取扱いを確保するため、開示を行った保有個人情報について、適法に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているときにおいては、個人情報の必要な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止の措置を行う。個人情報保護法第 36 条に基づく当該利用停止に関する判断は、以下により行う。

<p>(利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、第五条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 第九条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>
<p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を独立行政法人等に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>

(1) 利用停止請求者の確認に関しては、第 4 を準用する。

(2) 個人情報保護法第 36 条の趣旨は、機構内における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、開示を受けた保有個人情報について、適用に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているときにおいて、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めるものである。

(3) 利用停止請求の対象となるのは、開示請求者が、開示を実施した保有個人情報が、以下ア～ウに該当すると思料するときに限られる。

ア 個人情報保護法第 5 条の規定に違反して取得されている

例えば、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合をいう。

(適正な取得)

第五条 独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている

(個人情報保護法第3条第2項の規定に違反して保有されているとき)

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、個人情報保護法第3条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、利用訂正請求の対象となる。

(個人情報の保有の制限等)

第三条 独立行政法人等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 独立行政法人等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

ウ 所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されている

(個人情報保護法第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用及び提供されているとき)

個人情報保護法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用及び提供している場合をいう。

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

第12 保有個人情報の利用停止義務

(保有個人情報の利用停止義務)

第三十八条 独立行政法人等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

利用停止請求に理由があると認めるときは、機構の個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を実施する。個人情報保護法第38条に基づく実施にあたっての判断は、以下により行う。

- (1) 「利用訂正請求に理由がある」とは、第11(3)ア～ウに該当する違反が事実であると機構が認めるときである。その判断は、機構の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び個人情報保護法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- (2) 「必要な限度」とは、利用訂正請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。
- (3) 利用目的外の利用を理由にして、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。
- (4) 利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を課すことは、公共の利益からみて適当ではない。この場合は、個人情報保護法第38条「ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」に該当し、利用停止の義務は負わない。
- (5) 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。
- (6) 「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。
- (7) 「提供の停止」とは、提供行為を停止することをいう。なお、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。
- (8) 「利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」とは、保有個人情報の利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとなる。

第13 見直し等 第2～第12の規定による判断基準は、法に基づく開示決定等、情報公開・個人情報保護審査会の答申、開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定及び開示決定等に係る訴訟の判例等について検討を加え、適宜適切な見直しを行うこととする。